

栗橋翔裕園ホームヘルプサービスセンター 利用料・その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割または2割または3割の額です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(地域単価 10.42円)

区 分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額 (1割 / 2割 / 3割)
身体 介護	20分未満	1, 917円	192円/ 384円/ 576円
	20分以上30分未満	2, 865円	287円/ 573円/ 860円
	30分以上1時間未満	4, 543円	455円/ 909円/ 1,363円
	1時間以上1時間30分未 満	6, 637円	664円/1,328円/1,992円
身体 介護	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	958円を加算	96円/192円/288円を加 算
引き続き生活援助を算定する場 合 (25分増すごとに加算)		771円を加算	78円/155円/232円を加 算
生活 援助	20分以上45分未満	2, 094円	210円/ 419円/ 629円
	45分以上	2, 584円	259円/ 517円/ 776円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用
 する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると
 認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

(地域単価 10.42円)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額 (1割 / 2割 / 3割)
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%	
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円/417円/626円
生活機能向上連携加算 (I)	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合(初回の訪問介護から3か月間を限度)	1月につき 1,042円	105円/209円/313円

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
特定事業所 加算Ⅲ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%	
介護職員処 遇改善加算 Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の13.7%	
介護職員等 特定処遇改 善加算Ⅱ	介護職員等の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の4.2%	
令和3年9月 30日までの 上乗せ分	令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な加算としての上乗せ	訪問介護費の所定単位数の 1/1000相当の上乗せ	

(注3)介護職員処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際には1ヶ月の総利用単位数に地域単価数(10.42)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じます。

(2) 総合事業訪問型サービスの利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割または2割または3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(地域単価 10.42円)

区分	サービス内容	基本 利用料	利用者負担額 (1割 / 2割 / 3割)
訪問型サービスⅠ	1週間に1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月につき 12,253円	1,226円/2,451円/3,676円
訪問型サービスⅡ	1週間に2回程度の介護予	1月につき	

	防訪問介護が必要とされた 場合	24,476円	2,448円/4,896円/7,343円
訪問型サービスⅢ	1週間に3回程度の介護予 防訪問介護が必要とされた 場合 (要支援2の利用者に限る)	1月につき 38,835円	3,884円/7,767円/11,651円

(注1) 上記の基本利用料は、久喜市のものであり、基本利用料は保険者(又は厚生労働大臣)が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算 価 10.42円)

(地域単

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額 (1割/2割/3割)
初回加算	新規に総合事業訪問型サービス計画書を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円/417円 /626円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して総合事業訪問型サービス計画書を作成した場合、初回のサービス月以降3か月間を限度とする	(Ⅰ)1月につき 1,042円 (Ⅱ)1月につき 2,084円	105円/209円 /313円 209円/417円 /626

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の13.7%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の4.2%	
令和3年9月30日までの 上乗せ分	令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な加算としての上乗せ	訪問介護費の所定単位数の 1/1000相当の上乗せ	

(注3)介護職員処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際には1ヶ月の総利用単位数に地域単価数（10.42）を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じます。